

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター院外処方箋における  
問い合わせ簡素化プロトコル合意書

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター と \_\_\_\_\_ 薬局 とは名古屋市立大学医学部附属東部医療センター院外処方せんに係る薬剤師法第 23 条第2 項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。

記

1. 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。ただし、麻薬及び抗悪性腫瘍剤は除くこととする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方は除く）
- 2) 剤形の変更（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆（薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る）
- 5) 患者等の希望があり、かつコンプライアンス不良が一包化により改善されると判断できる場合に実施する一包化（ただし、「一包化不可」の指示がある場合を除く）
- 6) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関する事（合計処方量が変わらない場合）
- 7) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）
- 8) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
- 9) 「1 日おきに服用」「週 3 日月水金」などと指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）
- 10) 消炎鎮痛貼付剤における剤形変更（テープ剤 ⇄ パップ剤）
- 11) グリニド薬、 $\alpha$ -GI 薬を食直前へ、漢方薬・胃腸機能調整薬を食前への用法の適正化
- 12) テープ剤、軟膏、クリーム剤等の外用剤における包数・本数変更（包数や本数と全量に乖離がある場合）

以上

令和 年 月 日

住所 〒464-8547 名古屋市千種区若水一丁目 2 番 23 号

名称 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター

代表者氏名 印

住所

名称 薬局

代表者氏名 印